

函館市医師会看護・リハビリテーション学院
生体医工学研究センター特別研究員取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター（以下、「研究センター」という。）の設備を利用し、本学院卒業生を含む学外の理学療法士、作業療法士等が研究を行うことに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(申請及び許可)

第 2 条 研究センターでの研究を志願しようとする者は、特別研究員申請書（様式○）を提出し、生体医工学研究センター長（以下、「研究センター長」という。）の許可を受けなければならない。

2 許可を受けた者は、特別研究員として研究センター研究員の指導の下で、研究センターの設備を利用して研究を行うことができるものとする。

(登録手続)

第 3 条 前条の許可を受けた者は、所定の期日までに誓約書（様式○）に第 4 条に規定する施設利用・研究指導料を添えて登録手続きをしなければならない。

2 登録手続きにあたっては、理学療法士賠償責任保険・作業療法士賠償責任保険等の賠償責任保険に加入していなければならない。

3 所定の期日までに第 1 項の手続きがない場合は、許可を取り消すことがある。

(施設利用・研究指導料)

第 4 条 施設利用・研究指導料は別表 1 のとおりとする。

(特別研究員の身分)

第 5 条 特別研究員に特別研究員証を交付する。特別研究員は、これを常に携帯しなければならない。

(許可の取消)

第 6 条 特別研究員が研究センターの秩序を乱す行為を行った場合には、研究センター長は特別研究員の許可を取り消すことができる。

(補 則)

第 7 条 一旦納入された施設利用・研究指導料は、原則返還しない。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 12 日より施行する。

施設利用・研究指導料

項 目	前期（4月～9月）	後期（10月～3月）
施設利用・研究指導料	60,000 円	60,000 円

※施設利用・研究指導料は、原則、半期ごとに納めるものとする。

なお、最初の2か月間は、5,000円/月とするほか、半期の途中からの場合は、その期の施設利用・研究指導料は月割りとする。